

新型コロナウイルス感染症 対策緊急支援の内容

令和2年9月23日現在

宍粟市

宍粟市新型コロナウイルス感染症 総合案内
0790-62-2518

※本パンフレットに掲載の国や県の制度の最新の情報については、念のため、各ホームページ等でご確認ください。

目 次

◇ 生活・経済面の支援		
	しそあのこども生き活き応援金【市独自】	1
	子育て世帯への臨時特別給付金	2
6/23追加	ひとり親世帯臨時特別給付金【国】	3
	特別定額給付金	4
9/11追加	新生児特別定額給付金【市独自】	4
	市営住宅の家賃減免及び支払猶予	5
	兵庫県営住宅の提供	5
6/18追加	水道基本料金の減免による生活等の支援【市独自】	6
	水道料金及び下水道使用料の支払猶予【市独自】	6
	要保護・準要保護世帯への食の安定支援【市独自】	7
	生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金）	7
	生活福祉資金の特例貸付（総合支援資金）	8
	住居確保給付金	9
	国民健康保険・後期高齢者医療保険 傷病手当金	10
	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	10
7/30追加	要保護・準要保護世帯へのオンライン通信費の支援【市独自】	11
◇ 市税等の減免・支払猶予		
	国民健康保険税の減免	12
	個人住民税の減免【市独自】	13
	市税等の支払猶予【市独自】	13
◇ 医療保険料等の減免・支払猶予		
	介護保険料の減免	14
	介護保険料の支払猶予	15
	国民年金保険料の納付免除	15
6/18追加	後期高齢者医療保険料の減免	16

目 次

◇ 中小企業等支援	
新型コロナウイルス関連融資信用保証料助成金【市独自】	17
5/7追加 事業継続応援給付金【市独自】	17
休業要請事業者経営継続支援【県・市独自】	18
持続化給付金	19
雇用調整助成金	19
中小企業者等の資金繰り支援	20
事業者への水道基本料金の支援【市独自】	20
5/11追加 テイクアウト応援事業【商工会独自】	21
6/18追加 観光宿泊促進助成金【しそ森林王国観光協会独自】	22
6/24追加 プレミアム商品券発行事業【商工会独自】	23
6/24追加 地域応援グルメ券発行事業【商工会独自】	24
家賃支援給付金	25
7/30追加 感染防止対策設備整備補助事業（宿泊事業者）【市独自】	26
7/30追加 感染防止対策設備整備補助事業（飲食事業者）【市独自】	27
9/23追加 介護施設等における消毒液購入等経費支援事業	28
◇ その他	
窓口業務の郵送対応等【市独自】	29
6/18追加 自主防災組織活動支援【市独自】	30
6/18追加 自主防災組織育成支援【市独自】	30
8/7追加 芸術文化公演再開緊急支援【県・市独自】	31
5/18追加 支えあいの輪寄付金の募集【市独自】	31

生活・経済面の支援

支援策の名称	しそうのこども生き活き応援金【市独自】
支援の概要	<p>新型コロナウイルス感染症が広がりを見せる中、学校の臨時休業等により子育て世代の経済的負担が増し、健全な子育て環境の確保が懸念されます。</p> <p>次代を担う子どもたちを宍粟市民の宝として、子育て世帯の生活を支援する「しそうのこども生き活き応援金（児童1人当たり2万円）」を市独自の支援対策として支給します。</p>
対象となる方	<p>① 対象児童に係る令和2年4月分（新高校1年生については3月分）の児童手当（本則給付）の受給者（特例給付の支給を受ける人は支給対象外）</p> <p>② 支給対象となる児童が令和2年3月31日時点で市内に居住している場合で、児童手当の受給者が市外に居住（住民登録）し、宍粟市以外の市町からの児童手当（本則給付）の受給者（特例給付の支給を受ける人は支給対象外） （例）児童手当受給者が単身赴任等で宍粟市外に居住している場合等</p> <p>[対象となる児童] ①②ともに平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童</p>
支援の内容	<p>[給付額] 対象児童一人につき2万円</p> <p>[支給時期] ①申請が不要の方 5月27日に指定口座へ振り込みます。 ②申請が必要な方 申請受付後、準備が整い次第随時支給します。</p>
手続き	<p>申請は不要です。 （原則、児童手当の振込指定口座に振り込みます。）</p> <p>※令和2年3月31日現在において宍粟市に住民票がある公務員は、国から支給される「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給申請と合わせて申請が必要です。</p> <p>※上記「対象となる方」の②に該当する方は申請が必要です。詳しくは市ホームページでご確認ください。</p>
お問い合わせ	<p>健康福祉部 社会福祉課 0790-63-3067 一宮保健福祉課 0790-72-2100 波賀保健福祉課 0790-75-8800 千種保健福祉課 0790-76-8600</p>

生活・経済面の支援

支援策の名称	子育て世帯への臨時特別給付金
支援の概要	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。
対象となる方	対象児童に係る令和2年4月分（新高校1年生は3月分）の児童手当（本則給付）の受給者（特例給付の支給を受ける人は支給対象者外） [対象となる児童] 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童
支援の内容	[給付額] 対象児童一人につき1万円 [支給時期] 準備が整い次第速やかに支給します。 ※6月中を目途に準備しています。
手続き	申請は不要です。 （原則、児童手当の振込指定口座に振り込みます。） ※公務員は、支給対象者であるという勤務先が発行する証明書を添えて、令和2年3月31日現在において住民票がある市区町村に支給申請が必要です。
お問い合わせ	健康福祉部 社会福祉課 0790-63-3067 一宮保健福祉課 0790-72-2100 波賀保健福祉課 0790-75-8800 千種保健福祉課 0790-76-8600

生活・経済面の支援

支援策の名称	ひとり親世帯臨時特別給付金【国】																				
支援の概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯について、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていると懸念されます。</p> <p>こうした世帯を支援することを目的に、児童扶養手当受給者に対し給付金を支給します。</p> <p>※給付金には基本給付と追加給付の2種類あります。</p>																				
対象者となる方	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">対象となる人</th> <th style="width: 15%;">給付金額</th> <th style="width: 15%;">申請手続</th> <th style="width: 20%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">基本</td> <td>① 令和2年6月分の児童扶養手当を受給された人</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1世帯5万円 第2子以降 1人につき 3万円</td> <td style="text-align: center;">不要</td> <td style="text-align: center;">振込通知 します。</td> </tr> <tr> <td>② 公的年金等を受給しているため、令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止されている人</td> <td style="text-align: center;">必要</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">※支給対象要件に該当する人は、申請をしてください。</td> </tr> <tr> <td>③ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人</td> <td style="text-align: center;">※申請期間 8月3日～ 1月31日 (見込み)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">追加</td> <td>④ ①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人</td> <td style="text-align: center;">1世帯5万円</td> <td style="text-align: center;">必要</td> <td style="text-align: center;">①②の基本給付支給時に案内します。</td> </tr> </tbody> </table>		対象となる人	給付金額	申請手続	その他	基本	① 令和2年6月分の児童扶養手当を受給された人	1世帯5万円 第2子以降 1人につき 3万円	不要	振込通知 します。	② 公的年金等を受給しているため、令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止されている人	必要	※支給対象要件に該当する人は、申請をしてください。	③ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	※申請期間 8月3日～ 1月31日 (見込み)	追加	④ ①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人	1世帯5万円	必要	①②の基本給付支給時に案内します。
	対象となる人	給付金額	申請手続	その他																	
基本	① 令和2年6月分の児童扶養手当を受給された人	1世帯5万円 第2子以降 1人につき 3万円	不要	振込通知 します。																	
	② 公的年金等を受給しているため、令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止されている人		必要	※支給対象要件に該当する人は、申請をしてください。																	
	③ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人		※申請期間 8月3日～ 1月31日 (見込み)																		
追加	④ ①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人	1世帯5万円	必要	①②の基本給付支給時に案内します。																	
支援の内容																					
手続き及び給付時期	<p>基本給付のうち、①は申請不要 (7月31日に、児童扶養手当の振込指定口座に振り込む予定です。)</p> <p>※ただし、給付金の受給を希望しない場合は社会福祉課へ連絡してください。受給辞退申出書を提出していただくこととなります。</p> <p>基本給付②③と追加給付④については申請が必要 (申請受付後、1か月以内に振り込みます。)</p> <p>※申請書は市ホームページでダウンロードできます。詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。</p>																				
お問い合わせ	<p>健康福祉部 社会福祉課 0790-63-3067</p> <p>一宮保健福祉課 0790-72-2100</p> <p>波賀保健福祉課 0790-75-8800</p> <p>千種保健福祉課 0790-76-8600</p>																				

生活・経済面の支援

支援策の名称	特別定額給付金
支援の概要	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出を控えている家庭に対して経済的負担軽減を目的とした支援を行います。
対象となる方	全市民（各世帯主に一括給付） ※令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている方
支援の内容	市民1人あたり10万円を世帯主に一括給付します。
手続き	<p>①郵送申請 … 5月21日～24日にかけて申請書を各世帯にお送りします。世帯主の方に一括して申請いただくこととなります。</p> <p>②オンライン申請 … 5月7日よりマイナンバーカードを持っている方からオンライン申請を受け付けます。</p> <p>③給付金の振込 … 順次指定の銀行口座に振り込みます。</p>
お問い合わせ	特別定額給付金交付室 0790-65-9900 ※5/12（火）以降 ※5/11（月）までは0790-62-2518にご連絡ください。

支援策の名称	新生児特別定額給付金【市独自】
支援の概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生活に様々な影響が生じている中、国の特別定額給付金の対象となっていない新生児の保護者への経済的支援として給付金を支給する。
対象者となる方	<p>令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、宍粟市に出生を事由に住民登録された新生児の保護者（原則、新生児の父または母）</p> <p>ただし、申請日まで引き続き新生児の住民登録が宍粟市にあること ※DV等を理由に避難している場合や新生児が施設に入所している場合など特別な事情がある場合はご相談ください。</p>
支援の内容	<p>○給付金額 新生児1人につき10万円（1回限り）</p> <p>○支給方法 新生児の保護者の口座へ振り込みます。 ※口座を作ることができない方はご相談ください。</p> <p>○申請期間 令和3年4月15日までに申請してください。</p>
手続き	<p>申請書（請求書）に本人・口座確認書類を添付し、郵送により地域創生課へご提出ください。</p> <p>※出生届の時期により書類の受け渡しが変わります。</p> <p>令和2年9月10日までに出生届を出された方へは、地域創生課より書類を郵送でお送りします。</p> <p>令和2年9月11日以降に出生届を出される方へは、出生届の提出時に窓口でお渡しします。</p>
お問い合わせ	企画総務部 地域創生課 0790-63-3066

生活・経済面の支援

支援策の名称	市営住宅の家賃減免及び支払猶予
支援の概要	市営住宅に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が著しく減少し、家賃の支払いが困難になった方に対して、家賃の減免やお支払いを猶予します。
対象となる方	市営住宅の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少し、支払いが困難になった方 ※減少した収入の額によっては減免の対象にならない場合があります。
支援の内容	<p>【家賃減免】 減少後の収入で家賃の算定を行い、現在の家賃と比較して家賃の額が減少する場合はその差額を減免します。</p> <p>(減免期間) 令和2年4月分から令和3年3月分の家賃において、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で収入が減少したと認められる月から3か月。(状況が改善されなければ延長する場合があります。) (申請書類の提出が令和2年度内に限ります。)</p> <p>【支払猶予】 期限内納付が困難と認められる場合に納付期限を最長1年間猶予します。</p>
手続き	最終的には家賃等減免(徴収猶予)申請書の提出が必要となりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、まずは電話により下記までご相談ください。
お問い合わせ	建設部 都市整備課 0790-63-3106 一宮市民局 地域建設課 0790-72-2000 波賀市民局 地域建設課 0790-75-2976 千種市民局 地域建設課 0790-76-2210

支援策の名称	兵庫県営住宅の提供
支援の概要	新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う解雇や離職により住宅を失った方を対象に、入居要件を緩和し、抽選によらず、兵庫県営住宅を提供します。
対象となる方	①新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う解雇や離職により、住宅を失った方(県内外を問いません。単身可) ②収入基準については、公営住宅法による入居資格要件が必要です。
支援の内容	新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う解雇や離職により住宅を失った方を対象に、入居要件を緩和し、抽選によらず、兵庫県営住宅を提供します。なお、入居の期間は原則1年以内(延長可)です。 ※家賃については、通常の県営住宅の家賃算定額を適用します。 ※家賃のほか、敷金(家賃3か月分)、光熱水費、共益費、駐車場利用料を自己負担していただきます。
手続き	① まずは、電話でお問い合わせください。 ② 電話で世帯人数や希望地域をお聞きし、住宅を斡旋します。
お問い合わせ	兵庫県 住宅管理課 078-230-8470 市役所担当課 建設部 都市整備課 0790-63-3106

生活・経済面の支援

支援策の名称	水道基本料金の減免による生活等の支援【市独自】
支援の概要	新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済の影響を踏まえ、市民の生活支援策として水道基本料金を全額支援します。
対象となる方	市営水道の使用者 ※市営水道の使用者のうち官公庁等公共施設は除く。 ※福祉世帯、空き家水道料金助成事業及び事業者への水道基本料金の支援事業の対象者の方は、この支援事業を優先し、重複の支援はありません。
支援の内容	【支援額】 水道料金の基本料金全額を支援します。 【対象となる水道の口径】 口径φ13mm～φ100mm 基本料金 1,980円/月～62,700円/月 【対象期間】 令和2年7月～10月請求分の4か月間
手続き	申請手続きは、不要です。
お問い合わせ	建設部 水道管理課 0790-63-3129 一宮市民局 地域建設課 0790-72-2000 波賀市民局 地域建設課 0790-75-2976 千種市民局 地域建設課 0790-76-2210

※ 本事業については議会における予算案の成立をもって確定します。

支援策の名称	水道料金及び下水道使用料の支払猶予
支援の概要	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水道料金及び下水道使用料の支払いが一時的に困難となった方について、水道料金・下水道使用料のお支払いの猶予をします。
対象となる方	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難になった個人または法人。
支援の内容	【対象期間】 水道料金及び下水道使用料の支払いについて、最長1年間を猶予します。 【対象となる料金等】 令和2年6月～11月請求分の6か月間です。
手続き	最終的には申請書の提出が必要となりますが、新型コロナウイルスの感染防止のため、まずは電話により下記までご相談ください。
お問い合わせ	建設部 水道管理課 0790-63-3129 一宮市民局 地域建設課 0790-72-2000 波賀市民局 地域建設課 0790-75-2976 千種市民局 地域建設課 0790-76-2210

生活・経済面の支援

支援策の名称	要保護・準要保護世帯への食の安定支援【市独自】
支援の概要	小・中学校の臨時休業により、学校給食を喫食できなくなった児童・生徒の世帯に対して、家庭での食の安定に支援金を支給します。
対象となる方	要保護・準要保護世帯
支援の内容	支援額：1日500円 ※支援の期間は、令和2年3月分から当分の間です。
手続き	申請手続きは不要です。 保護者の指定された口座へ振り込みます。
お問い合わせ	教育部 教育総務課 0790-63-3121

支援策の名称	生活福祉資金の特例貸付(緊急小口資金)	
支援の概要	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付けを行います。	
対象となる方	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯。 ※従来の低所得世帯に限定した取扱いを拡大	
支援の内容	【貸付け上限額】 10万円以内（学校等の休業等の特例20万円以内） ※従来の10万円以内とする取扱いを拡大 【据置期間】 1年以内 ※従来の2か月以内とする取扱いを拡大 【償還期間】 2年以内 ※従来の1年以内とする取扱いを拡大 【貸付利子・保証人】 無利子・保証人不要	
手続き	宍粟市社会福祉協議会へ貸付けの申込み	
お問い合わせ	宍粟市社会福祉協議会 0790-72-8787	市役所担当課 健康福祉部 社会福祉課 0790-63-3067

生活・経済面の支援

支援策の名称	生活福祉資金の特例貸付(総合支援資金)	
支援の概要	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付けを行います。	
対象となる方	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。 ※従来の低所得世帯に限定した取扱いを拡大 ※緊急小口資金を利用したうえで、それ以降の生活にも不安がある場合に利用することができます	
支援の内容	【貸付け上限額】 2人以上世帯：月20万円以内（単身世帯：月15万円以内） 貸付け期間：原則3か月以内 【据置期間】 1年以内 ※従来の6か月以内とする取扱いを拡大 【償還期間】 10年以内 【貸付利子・保証人】 無利子・保証人不要 ※従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱いを緩和	
手続き	宍粟市社会福祉協議会へ貸付けの申込み ※自立相談支援機関への支援申込みは特例措置により不要です。	
お問い合わせ	宍粟市社会福祉協議会 0790-72-8787	市役所担当課 健康福祉部 社会福祉課 0790-63-3067

生活・経済面の支援

支援策の名称	住居確保給付金																																												
支援の概要	新型コロナウイルスの感染拡大等の状況を踏まえ、収入減少により離職や廃業には至っていないが住居を失うおそれが生じている人に対して住居確保給付金を支給します。																																												
対象となる方	給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・都合によらないで減少し、住居を失うおそれが生じている人 ※従来の対象者：離職、廃業後2年以内の人																																												
支援の内容	<p>【支給額】 下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">世帯人数</th> <th style="text-align: center;">支給額（上限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">32,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">39,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3～5人</td> <td style="text-align: center;">42,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【支給期間】 原則3か月（一定の条件により3か月の延長及び再延長が可能）</p> <p>※住居確保給付金を受けるには、次のような支給要件があります。</p> <p>①収入要件 世帯の月収入合計額（公的給付を含む）が、市民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃月額（住宅扶助に基づく額が上限）を超えないこと。目安は下表のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">世帯人数</th> <th style="text-align: center;">均等割非課税収入額の1/12</th> <th style="text-align: center;">家賃月額</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">78,000円</td> <td style="text-align: center;">32,300円</td> <td style="text-align: center;">110,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">115,000円</td> <td style="text-align: center;">39,000円</td> <td style="text-align: center;">154,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">140,000円</td> <td style="text-align: center;">42,000円</td> <td style="text-align: center;">182,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">175,000円</td> <td style="text-align: center;">42,000円</td> <td style="text-align: center;">217,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">209,000円</td> <td style="text-align: center;">42,000円</td> <td style="text-align: center;">251,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②資産要件 世帯が所有する金融資産の合計額が下表の金額以下であること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">世帯人数</th> <th style="text-align: center;">金融資産</th> <th style="text-align: center;">世帯人数</th> <th style="text-align: center;">金融資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">468,000円</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">840,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">690,000円</td> <td style="text-align: center;">4人以上</td> <td style="text-align: center;">1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③求職活動等要件（※離職、廃業となった方の場合のみ） 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。</p>	世帯人数	支給額（上限）	1人	32,300円	2人	39,000円	3～5人	42,000円	世帯人数	均等割非課税収入額の1/12	家賃月額	合計	1人	78,000円	32,300円	110,300円	2人	115,000円	39,000円	154,000円	3人	140,000円	42,000円	182,000円	4人	175,000円	42,000円	217,000円	5人	209,000円	42,000円	251,000円	世帯人数	金融資産	世帯人数	金融資産	1人	468,000円	3人	840,000円	2人	690,000円	4人以上	1,000,000円
世帯人数	支給額（上限）																																												
1人	32,300円																																												
2人	39,000円																																												
3～5人	42,000円																																												
世帯人数	均等割非課税収入額の1/12	家賃月額	合計																																										
1人	78,000円	32,300円	110,300円																																										
2人	115,000円	39,000円	154,000円																																										
3人	140,000円	42,000円	182,000円																																										
4人	175,000円	42,000円	217,000円																																										
5人	209,000円	42,000円	251,000円																																										
世帯人数	金融資産	世帯人数	金融資産																																										
1人	468,000円	3人	840,000円																																										
2人	690,000円	4人以上	1,000,000円																																										
手続き	下記書類等を持参のうえ、社会福祉課にご相談ください。 ①収入の減少が当該個人の責めに帰すべき理由等によらないことの証明書類 雇用主からの休業を命じる文書、シフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等 ②収入関係書類 給与明細書、公的給付の支給額が分かる書類等 ③金融資産関係書類 預貯金通帳、残高証明書等																																												
お問い合わせ	健康福祉部 社会福祉課 0790-63-3067																																												

生活・経済面の支援

支援策の名称	国民健康保険・後期高齢者医療保険 傷病手当金								
支援の概要	新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いがある方が労務につけなくなった場合に傷病手当金を支給します。								
対象となる方	<p>① 穴粟市国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で勤め先から給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルスに感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる方。</p> <p>② 感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が連続して3日を超える方。</p> <p>③ 労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない方（支払いを受けることができる給与の額が傷病手当金より少ない場合は、その差額を支給）。</p> <p style="text-align: center;">以上3点の条件をすべて満たす方。</p>								
支援の内容	<p>【支給額】 1日あたりの支給額</p> <p>直近の継続した3か月間の給与収入合計 ÷ 就労日数 × 2/3 × 支給対象日数</p> <p>※ 1日の支給額の上限は標準報酬月額の高等級額の1/30に2/3を掛けた額となります。</p> <p>※ 勤務先から休業中に給与の全部または一部支給を受けることができる場合はその金額を支給額から差し引きした額となります。</p> <p>【支給対象日数】 入院等で労務に服することができなくなった日から数えて連続して3日を経過した日から労務に服することができない期間の内就労予定の日数。（勤務が休みの日は支給対象日数に含めません。）</p> <p>【適用期間】 令和2年1月1日～9月30日 (ただし入院が継続する場合などは最長1年6か月まで)</p>								
手続き	傷病手当金支給申請書に必要事項を記入し、勤務先、医療機関より証明を受けて窓口または郵送にてご提出ください。								
お問い合わせ	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">市民生活部 市民課</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">0790-63-3108</td> </tr> <tr> <td>一宮市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-72-1000</td> </tr> <tr> <td>波賀市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-75-2220</td> </tr> <tr> <td>千種市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-76-2210</td> </tr> </table>	市民生活部 市民課	0790-63-3108	一宮市民局 まちづくり推進課	0790-72-1000	波賀市民局 まちづくり推進課	0790-75-2220	千種市民局 まちづくり推進課	0790-76-2210
市民生活部 市民課	0790-63-3108								
一宮市民局 まちづくり推進課	0790-72-1000								
波賀市民局 まちづくり推進課	0790-75-2220								
千種市民局 まちづくり推進課	0790-76-2210								

支援策の名称	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	
支援の概要等	<p>新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に対して、給付金が支給されます。</p> <p>手続きの窓口は厚生労働省になりますので、専用のコールセンターにお問い合わせをお願いします。</p>	
お問い合わせ	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (月～金8:30～20:00/土日祝8:30～17:15)	市役所担当課 産業部 ひと・はたらく課 0790-63-3166

生活・経済面の支援

支援策の名称	要保護・準要保護世帯へのオンライン通信費の支援【市独自】
支援の概要	<p>小・中学校の臨時休業中に係る学習時間不足を補うとともに、家庭学習習慣の崩れを防止するため、在宅でパソコン・タブレット・スマホ等を用いて学習できる支援ツールを整備しました。</p> <p>この支援ツールを活用し、年間を通して子どもたちの学びを保障できるように、就学援助対象世帯に対して、家庭学習のためのオンライン通信費の支援をします。</p> <p>※ 要保護世帯は、5月以降の臨時休業期間のみ生活保護費より支給されます。</p>
対象者となる方	要保護・準要保護世帯のうち、インターネットが利用できる環境にある者
支援の内容	<p>1. 準要保護世帯：1世帯につき 上限11,000円 ※月基準額1,000円×オンライン学習可能期間 （令和2年5月から令和3年3月の11か月間）</p> <p>2. 要保護世帯：1世帯につき 上限10,000円 ※月基準額1,000円×オンライン学習可能期間 [令和2年6月から令和3年3月の10か月間の内、 生活保護費より支給される月分を除く。]</p> <p>※オンライン学習可能期間とは… 学習支援ツール（eライブラリなど）が使用可能となった令和2年5月から令和3年3月の11か月間のうち、インターネットが利用できる環境にある期間。</p>
手続き	就学援助費に含まれますので、申請手続きは不要ですが、援助費支給月に、別途書類（インターネットが利用できる環境にあることが分かる書類）の提出を依頼します。
お問い合わせ	教育部 教育総務課 0790-63-3121

市税等の減免・支払猶予

支援策の名称	国民健康保険税の減免																				
支援の概要	国民健康保険税を減免します。																				
対象となる方	<p>①主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯全部 ②主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯</p> <p>【要件】</p> <p>i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること ii 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ※前年の合計所得金額の計算は別に定める計算方法によります。 iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること</p>																				
支援の内容	<p>【主な減免割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業等の廃止・失業の場合 … 前年所得に関わらず全額免除 ・事業等の廃止・失業以外の場合 <p>《表1》で算出した対象保険税額に、《表2》の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額（$A \times B / C \times d$）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">《表1》</td> <td> <p>対象保険税額 = $A \times B / C$</p> <p>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額） C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">《表2》</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">前年の合計所得金額</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">減免割合(d)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">300万円以下</td> <td style="text-align: center;">全部</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">400万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の8</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">550万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の6</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">750万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の4</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の2</td> </tr> </table> <p>【減免の対象となる国民健康保険税】 令和元年度または令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。取扱期間は令和2年度までとなります。</p>	《表1》	<p>対象保険税額 = $A \times B / C$</p> <p>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額） C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p>	《表2》	前年の合計所得金額	減免割合(d)		300万円以下	全部		400万円以下	10分の8		550万円以下	10分の6		750万円以下	10分の4		1,000万円以下	10分の2
《表1》	<p>対象保険税額 = $A \times B / C$</p> <p>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額） C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p>																				
《表2》	前年の合計所得金額	減免割合(d)																			
	300万円以下	全部																			
	400万円以下	10分の8																			
	550万円以下	10分の6																			
	750万円以下	10分の4																			
	1,000万円以下	10分の2																			
手続き	感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。																				
お問い合わせ	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">市民生活部 税務課</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">0790-63-3124</td> </tr> <tr> <td>一宮市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-72-1000</td> </tr> <tr> <td>波賀市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-75-2220</td> </tr> <tr> <td>千種市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-76-2210</td> </tr> </table>	市民生活部 税務課	0790-63-3124	一宮市民局 まちづくり推進課	0790-72-1000	波賀市民局 まちづくり推進課	0790-75-2220	千種市民局 まちづくり推進課	0790-76-2210												
市民生活部 税務課	0790-63-3124																				
一宮市民局 まちづくり推進課	0790-72-1000																				
波賀市民局 まちづくり推進課	0790-75-2220																				
千種市民局 まちづくり推進課	0790-76-2210																				

市税等の減免・支払猶予

支援策の名称	個人住民税の減免【市独自】												
支援の概要	個人住民税を減免します。												
対象となる方	<p>① 納税義務者が、失業、倒産、廃業等やむを得ない理由により3か月以上引き続き職のない場合で、当該年の合計所得金額が前年中の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められる方。ただし、自己の都合による退職若しくは定年退職または退職金の支給がある場合の退職を除きます。</p> <p>② 納税義務者が、疾病等により、休業または失業し、当該休業または失業した日から引き続き3か月以上職のない場合で、当該年の合計所得金額が前年中の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められる方</p> <p>③ 納税義務者が、死亡した場合、障がい者となった場合</p>												
支援の内容	<p>主な減免割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">前年の合計所得金額</th> <th style="width: 50%;">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150万円以下</td> <td>所得割の10分の5</td> </tr> <tr> <td>150万円を超え200万円以下</td> <td>所得割の10分の4</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え300万円以下</td> <td>所得割の10分の3</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え400万円以下</td> <td>所得割の10分の2</td> </tr> <tr> <td>400万円を超え600万円以下</td> <td>所得割の10分の1</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減免割合	150万円以下	所得割の10分の5	150万円を超え200万円以下	所得割の10分の4	200万円を超え300万円以下	所得割の10分の3	300万円を超え400万円以下	所得割の10分の2	400万円を超え600万円以下	所得割の10分の1
前年の合計所得金額	減免割合												
150万円以下	所得割の10分の5												
150万円を超え200万円以下	所得割の10分の4												
200万円を超え300万円以下	所得割の10分の3												
300万円を超え400万円以下	所得割の10分の2												
400万円を超え600万円以下	所得割の10分の1												
手続き	感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。												
お問い合わせ	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">市民生活部 税務課</td> <td style="text-align: right;">0790-63-3124</td> </tr> <tr> <td>一宮市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-72-1000</td> </tr> <tr> <td>波賀市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-75-2220</td> </tr> <tr> <td>千種市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-76-2210</td> </tr> </table>	市民生活部 税務課	0790-63-3124	一宮市民局 まちづくり推進課	0790-72-1000	波賀市民局 まちづくり推進課	0790-75-2220	千種市民局 まちづくり推進課	0790-76-2210				
市民生活部 税務課	0790-63-3124												
一宮市民局 まちづくり推進課	0790-72-1000												
波賀市民局 まちづくり推進課	0790-75-2220												
千種市民局 まちづくり推進課	0790-76-2210												

支援策の名称	市税等の支払猶予【市独自】
支援の概要	市税等に係るお支払いを猶予します。
対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等を一時的に納付することが困難な方
支援の内容	<p>1年の範囲内で、財産や収入の状況に応じて、最も早く市税を完納することができる期間、支払いを猶予（分割納付）します。</p> <p>この間に新たな督促や差押え、換価等の滞納処分が行われません。</p>
手続き	感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。
お問い合わせ	市民生活部 債権管理課 0790-63-3134

医療保険料等の減免・支払猶予

支援策の名称	介護保険料の減免																					
支援の概要	介護保険料を減免します。																					
対象となる方	<p>1 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下、「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、下記の①及び②に該当する第1号被保険者</p> <p>① 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入の10分の3以上であること</p> <p>② 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること</p>																					
支援の内容	<p>【減免額の算定】</p> <p>下記の《表1》により算出した対象保険料額に《表2》の該当区分の割合を乗じて得た金額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">《表1》</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">対象保険料額 = $A \times B / C$</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">A : 当該第1号被保険者の保険料額</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">《表2》</td> <td style="width: 40%;">前年の合計所得金額</td> <td style="width: 55%;">減免または免除の割合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200万円以下であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200万円を超えるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> </table> <p>※事業等の廃止、失業の場合は前年の合計所得額に関わらず割合は全部となります。</p> <p>【減免の対象となる第1号保険料】</p> <p>令和元年度または令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収は年金支給日）が設定されているもので、取扱期間は令和2年度までとなります。</p>	《表1》	対象保険料額 = $A \times B / C$			A : 当該第1号被保険者の保険料額			B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額			C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額		《表2》	前年の合計所得金額	減免または免除の割合		200万円以下であるとき	全部		200万円を超えるとき	10分の8
《表1》	対象保険料額 = $A \times B / C$																					
	A : 当該第1号被保険者の保険料額																					
	B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額																					
	C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額																					
《表2》	前年の合計所得金額	減免または免除の割合																				
	200万円以下であるとき	全部																				
	200万円を超えるとき	10分の8																				
手続き	最終的には減免申請書の提出が必要となりますが、新型コロナウイルスの感染防止のため、まずは電話により下記までご相談ください。																					
お問い合わせ	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">健康福祉部 高年福祉課</td> <td style="width: 60%;">0790-63-3160</td> </tr> <tr> <td>一宮保健福祉課</td> <td>0790-72-2100</td> </tr> <tr> <td>波賀保健福祉課</td> <td>0790-75-8800</td> </tr> <tr> <td>千種保健福祉課</td> <td>0790-76-8600</td> </tr> </table>	健康福祉部 高年福祉課	0790-63-3160	一宮保健福祉課	0790-72-2100	波賀保健福祉課	0790-75-8800	千種保健福祉課	0790-76-8600													
健康福祉部 高年福祉課	0790-63-3160																					
一宮保健福祉課	0790-72-2100																					
波賀保健福祉課	0790-75-8800																					
千種保健福祉課	0790-76-8600																					

医療保険料等の減免・支払猶予

支援策の名称	介護保険料の支払猶予
支援の概要	介護保険料のお支払いを猶予します。
対象となる方	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により以下の要件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気にかかり、又は負傷したとき。 ・ 事業を廃止し、又は休止したとき。 ・ 事業につき著しい損失を受けたとき。 ・ 上記のいずれかに該当する事実が類する事実があったとき。
支援の内容	申請により、6か月以内の期間に限り、お支払いの猶予を受けることができます。
手続き	最終的には徴収猶予申請書の提出が必要となりますが、新型コロナウイルスの感染防止のため、まずは電話により下記までご相談ください。
お問い合わせ	<p>健康福祉部 高年福祉課 0790-63-3160 一宮保健福祉課 0790-72-2100 波賀保健福祉課 0790-75-8800 千種保健福祉課 0790-76-8600</p>

支援策の名称	国民年金保険料の納付免除
支援の概要	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得低下の見込みがある場合に国民年金保険料の納付を免除する。
対象となる方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われるなど収入が減少し、相当程度まで所得低下が見込まれる方</p> <p>※相当程度とは、当年中の所得が国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例に該当する水準になることが見込まれる場合</p>
支援の内容	<p>国民年金保険料納付免除 期間：令和2年2月分から6月分まで （7月分からは改めて申請必要）</p> <p>（注）保険料が免除となった場合、免除期間については将来、老齢基礎年金が減額されます。</p>
手続き	<p>感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。</p> <p>※免除申請書に所得申立書を添付して郵送等にてご提出していただきます。</p>
お問い合わせ	<p>市民生活部 市民課 0790-63-3108 一宮市民局 まちづくり推進課 0790-72-1000 波賀市民局 まちづくり推進課 0790-75-2220 千種市民局 まちづくり推進課 0790-76-2210</p>

医療保険料等の減免・支払猶予

支援策の名称	後期高齢者医療保険料の減免																															
支援の概要	後期高齢者医療保険料を減免します。																															
対象となる方	<p>次の①または②のいずれかに該当する被保険者</p> <p>①新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方</p> <p>②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する方</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> i 事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること ii 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ※前年の合計所得金額の計算は別に定める計算方法によります。 iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること 																															
支援の内容	<p>【主な減免割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業等の廃止・失業の場合 … 前年所得に関わらず全額免除 ・事業等の廃止・失業以外の場合 <p>《表1》で算出した対象保険料額に、《表2》の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額（$A \times B / C \times D$）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">《表1》</td> <td colspan="2">対象保険料額 = $A \times B / C$</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">A：同一世帯に属する被保険者全員について算定した保険料額</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">《表2》</td> <td style="width: 40%;">前年の合計所得金額</td> <td style="width: 55%;">減額または免除の割合（D）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </table> <p>【対象となる保険料】 令和元年度及び令和2年度保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料</p>		《表1》	対象保険料額 = $A \times B / C$			A：同一世帯に属する被保険者全員について算定した保険料額			B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）			C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額		《表2》	前年の合計所得金額	減額または免除の割合（D）		300万円以下	全部		400万円以下	10分の8		550万円以下	10分の6		750万円以下	10分の4		1,000万円以下	10分の2
《表1》	対象保険料額 = $A \times B / C$																															
	A：同一世帯に属する被保険者全員について算定した保険料額																															
	B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）																															
	C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額																															
《表2》	前年の合計所得金額	減額または免除の割合（D）																														
	300万円以下	全部																														
	400万円以下	10分の8																														
	550万円以下	10分の6																														
	750万円以下	10分の4																														
	1,000万円以下	10分の2																														
手続き	感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。																															
お問い合わせ	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">市民生活部 市民課</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">0790-63-3108</td> </tr> <tr> <td>一宮市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-72-1000</td> </tr> <tr> <td>波賀市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-75-2220</td> </tr> <tr> <td>千種市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-76-2210</td> </tr> </table>		市民生活部 市民課	0790-63-3108	一宮市民局 まちづくり推進課	0790-72-1000	波賀市民局 まちづくり推進課	0790-75-2220	千種市民局 まちづくり推進課	0790-76-2210																						
市民生活部 市民課	0790-63-3108																															
一宮市民局 まちづくり推進課	0790-72-1000																															
波賀市民局 まちづくり推進課	0790-75-2220																															
千種市民局 まちづくり推進課	0790-76-2210																															

中小企業等支援

支援策の名称	新型コロナウイルス関連融資信用保証料助成金【市独自】
支援の概要	兵庫県信用保証協会が行う債務の保証により融資を受ける方が負担する信用保証料の一部を助成します。
対象となる方	令和2年2月18日から令和2年12月1日までの期間に新型コロナウイルス感染症の影響により融資を受ける際に、セーフティネット4号、5号及び危機関連保証の市の認定を経て、兵庫県信用保証協会の信用保証（信用保証料の分割納付によるものを除く）を受けた市内事業者で、市税等を滞納していない事業者。
支援の内容	<p>【助成対象経費、助成額】</p> <p>融資額に対する信用保証料の10/10 1事業者あたり助成上限額 110万円 （助成対象金額の1,000円未満の端数は切り捨て）</p> <p>※繰上完済等により保証料の返戻を受けた場合などは助成金の返還が必要です。</p>
手続き	兵庫県信用保証協会に保証料を払い込んだ後、金融機関からの貸付実行後90日以内に助成金交付申請書を宍粟市に提出ください。 ※借換えの場合は返戻保証料の確定後となります。
お問い合わせ	産業部 ひと・はたらく課 0790-63-3166

支援策の名称	事業継続応援給付金【市独自】
支援の概要	新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受ける事業者のうち、国の持続化給付金が支給されない事業者に対して、事業の継続を応援する給付金を支給します。
対象となる方	市内に事業所を置く中小企業または個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で25%以上50%未満減少している事業者
支援の内容	<p>【給付額】</p> <p>法人、個人事業者 10万円 ※売上の前年同月比対象期間は、2020年1月から2020年12月のうちのひと月。</p> <p>※国の持続化給付金と2重に受け取ることはできません。本給付金受給前後に、国の持続化給付金を受給された方は返還していただきます。</p>
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時期：令和2年5月19日から ・必要書類： <ul style="list-style-type: none"> ①法人の方は法人番号、個人事業主の方は本人確認書類 ②2019年確定申告書類の控え ③減収月の事業収入額を示した帳簿等 ④通帳等の写し ・申請方法：産業部ひと・はたらく課、各市民局地域産業課、三方町出張所へ提出
お問い合わせ	産業部 ひと・はたらく課 0790-63-3166

中小企業等支援

支援策の名称	休業要請事業者経営継続支援【県・市独自】	
支援の概要	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じてくださった中小企業・個人事業主を対象に、その事業の継続を支えるための支援金を県・市が協調して支給します。</p>	
対象となる方	<p>次の3つの要件をすべて満たす中小法人または個人事業主の方。</p> <p>①兵庫県に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月1日以前に創業していること</p> <p>②令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること（令和元年5月2日以降に創業された方の売上の比較方法は兵庫県のHP・募集要項をご覧ください）</p> <p>③兵庫県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること</p> <p>※5月7日降の休業要請延長に引き続き応じていただいた事業者の方には追加交付が予定されています。</p> <p>※詳細は兵庫県のHP・募集要項をご覧ください。</p>	
支援の内容	<p>【給付額】</p> <p>①中小法人30万円～100万円、個人事業主15万円～50万円</p> <p>②飲食店及び旅館・ホテルは、中小法人10万円～30万円、個人事業主5万円～15万円</p> <p>③行楽を主目的とする宿泊施設（ホテル、旅館等または民泊）、100㎡以下の大学・学習塾等、商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗及び生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗のみ）は、中小法人30万円、個人事業主15万円</p> <p>※詳細は兵庫県のHP・募集要項をご覧ください。</p> <p>※申請受付から支給までは2～4週間の予定です。</p>	
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受付時期：4月28日～6月30日 ・申請方法：当面は郵送で申請書と添付書類を以下の宛先に簡易書留やレターパックで提出してください。電子申請は現在準備中です。 〒650-8772 神戸市中央区中山手通 兵庫県経営継続支援金事務局あて ・必要書類：申請書、添付書類 <p>※詳細は兵庫県のHP・募集要項をご覧ください。</p>	
お問い合わせ	<p>兵庫県経営継続支援金相談ダイヤル 078-361-2281 午前9時～午後5時（土日祝日含む毎日）</p>	<p>市役所担当課 産業部 ひと・はたらく課 0790-63-3166</p>

中小企業等支援

支援策の名称	持続化給付金	
支援の概要	<p>国が新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。</p>	
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している方。 ・2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者。 ・法人の場合は、①資本金の額または出資の総額が10億円未満、または②上記①の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者 <p>※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方には特例があります。 ※6/29より2020年1月から3月に新規開業した事業者、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者も対象になりました。 ※詳細は経済産業省のHPをご覧ください。</p>	
支援の内容	<p>【給付額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人200万円、個人事業者100万円 <p>ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限</p> <p>※売上減少分の計算方法 昨年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）</p> <p>※前年同月比▲50%月の対象期間は、2020年1月から2020年12月のうちのひと月</p> <p>※詳細は経済産業省のHPをご覧ください。</p>	
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時期：令和2年5月1日～令和3年1月15日 ・必要書類： <ul style="list-style-type: none"> 法人：①法人番号、②2019年確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等、④振込先通帳の写し 個人事業者：①本人確認書類、②2019年確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等、④振込先通帳の写し ・申請方法：Web上での申請を基本とし、完全予約制の申請支援窓口を順次設置。宍粟市商工会にも相談窓口設置されています。 <p>※詳細は経済産業省のHPをご覧ください。</p>	
お問い合わせ	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613 （8：30～19：00 6月は毎日、以降は土曜以外）	市役所担当課 産業部 ひと・はたらく課 0790-63-3166

支援策の名称	雇用調整助成金	
支援の概要等	<p>経済上の理由で事業活動の制限を余儀なくされた事業者に対し、雇用を維持してもらう目的で休業手当などの一部が助成される制度で、新型コロナウイルス感染症により特例措置が設けられています。</p> <p>手続きの窓口はハローワークになりますので、龍野公共職業安定所（ハローワークたつの）にお問い合わせをお願いします。</p>	
お問い合わせ	龍野公共職業安定所（ハローワークたつの） 0791-62-0981	市役所担当課 産業部 ひと・はたらく課 0790-63-3166

中小企業等支援

支援策の名称	中小企業者等の資金繰り支援	
支援の概要等	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、各種融資制度の要件緩和、信用保証料助成や利子補給と組み合わせた無利子・無担保融資が制度化されています。</p> <p>手続きの窓口は取扱金融機関になりますので、まずは取引のある金融機関にお問い合わせをお願いします。</p>	
お問い合わせ	金融機関	市役所担当課 産業部 ひと・はたらく課 0790-63-3166

支援策の名称	事業者への水道基本料金の支援【市独自】									
支援の概要	<p>今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少した事業者に対して水道基本料金を全額支援します。</p>									
対象となる方	<p>国の持続化給付金事業または兵庫県の休業要請事業者経営継続支援事業もしくは宍粟市の事業継続応援給付金事業に申請し、給付決定を受けた市内の事業者。 ただし、市営水道の利用者であること。</p>									
支援の内容	<p>【支援額】 水道料金の基本料金全額を支援します。</p> <p>【対象となる水道の口径】 口径φ13mm～φ100mm 基本料金 1,980円/月～62,700円/月</p> <p>【対象期間】 令和2年6月～11月請求分の6か月間 なお、申請期限は、令和2年12月15日（火）となります。</p> <p>【必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の持続化給付金事業または兵庫県の休業要請事業者経営継続支援事業もしくは宍粟市の事業継続応援給付金の給付決定の写し。 ・直近の水道検針票（水栓番号記載）をご持参ください。 <p>【留意点】 令和2年7月～10月の4か月分については、「水道基本料金の減免による生活等の支援」事業（6ページ、6月18日追加）を優先するため、この事業による重複の支援はありません。</p>									
手続き	<p>最終的には申請書の提出が必要となりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、まずは電話により下記までご相談ください。</p>									
お問い合わせ	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">建設部 水道管理課</td> <td style="border: none; text-align: right;">0790-63-3129</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">一宮市民局 地域建設課</td> <td style="border: none; text-align: right;">0790-72-2000</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">波賀市民局 地域建設課</td> <td style="border: none; text-align: right;">0790-75-2976</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">千種市民局 地域建設課</td> <td style="border: none; text-align: right;">0790-76-2210</td> </tr> </table>		建設部 水道管理課	0790-63-3129	一宮市民局 地域建設課	0790-72-2000	波賀市民局 地域建設課	0790-75-2976	千種市民局 地域建設課	0790-76-2210
建設部 水道管理課	0790-63-3129									
一宮市民局 地域建設課	0790-72-2000									
波賀市民局 地域建設課	0790-75-2976									
千種市民局 地域建設課	0790-76-2210									

中小企業等支援

支援策の名称	テイクアウト応援事業【商工会独自】	
支援の概要	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大、外出自粛要請により、大きな影響を受けている市内の飲食店等が、テイクアウト、デリバリーによって弁当等を販売することに対して、宍粟市商工会が「テイクアウト応援キャンペーン」を実施し、補助金を交付します。</p> <p>「テイクアウト応援キャンペーン」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーン参加店舗で弁当等をテイクアウト、デリバリーで購入した方に、次回購入時に使用できる「テイクアウト応援券（200円割引のクーポン券）」を配付（各店舗先着250名） ・キャンペーン期間 応援券配布：6月1日～6月30日 応援券使用：6月1日～7月31日 	
対象者となる方	<p>以下のいずれにも該当する市内の飲食店等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウト、デリバリー事業を実施している(する)飲食店等 ・宍粟市商工会が実施する「テイクアウト応援キャンペーン」に参加 	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宍粟市商工会が各実施店舗に「テイクアウト応援券」を250枚配付 ・「テイクアウト応援券」による割引の支援として5万円を補助 	
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・参加店舗の登録については商工会に申し込んでください。 <p>※商工会員でない方も申し込むことができます。</p>	
お問い合わせ	宍粟市商工会 0790-62-2365	市役所担当課 産業部 ひと・はたらく課 0790-63-3166

中小企業等支援

支援策の名称	観光宿泊促進助成金【しそう森林王国観光協会独自】	
支援の概要	観光等を目的として市内の宿泊施設に宿泊する方の宿泊費に対して助成し、新型コロナウイルス感染症拡大による大きな影響を受けた市内の宿泊施設への宿泊を促進します。	
対象者となる方	市内宿泊事業者	
支援の内容	<p>①一棟貸し以外の宿泊施設に宿泊の場合 市内の宿泊施設に宿泊した方に対して、2,000円を助成します。 ※宿泊費が2,000円未満の場合は対象外 ※複数回の利用は可能ですが、連泊の場合も1回とみなし2,000円の助成となります。</p> <p>②一棟貸しの宿泊施設に宿泊の場合 市内の一棟貸しの宿泊施設に宿泊した方に対して、1棟につき5,000円を助成します。 ※宿泊費が5,000円に満たない場合は対象外 ※複数回の利用は可能ですが、連泊の場合も1回とみなし5,000円の助成となります。</p> <p>【支援対象期間】令和2年8月1日～令和2年10月31日まで ※対象期間内に予算がなくなり次第、終了とします。</p>	
手続き	<p>助成については、宿泊事業者が精算時に一人当たり2,000円もしくは、一棟当たり5,000円を割り引きます。 ※クレジット等でOTA（オンライントラベルエージェント）等に事前に支払われている場合は、受付等で2,000円または5,000円をキャッシュバックします。</p> <p>宿泊事業者は最短1週間の宿泊実績をまとめ、しそう森林王国観光協会に報告いただきます。</p>	
お問い合わせ	しそう森林王国観光協会 0790-64-0923	市役所担当課 産業部 まち・にぎわい課 0790-63-3127

中小企業等支援

支援策の名称	プレミアム商品券発行事業【商工会独自】	
支援の概要	新型コロナウイルス感染症の拡大、外出抑制による消費の落ち込みを回復するため、期間限定のプレミアム付商品券を発行し、消費喚起と地域商業の活性化を図ります。	
対象者となる方	穴栗市民	
支援の内容	<p>市内商店等で使用できるプレミアム付商品券を販売します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム率：30% <ul style="list-style-type: none"> ※1冊13枚綴り（13,000円分）を10,000円で購入いただけます。 ※13枚のうち4枚が市内店舗共通券、9枚が市内に本店のある店舗で利用できる商品券となります。 ・額面：1,000円 ・使用期間：令和2年9月18日から令和3年1月31日まで ・購入方法：購入の際には各世帯に8月下旬に郵送される購入引換券が必要です。再発行はできませんので大切に保管ください。 <ol style="list-style-type: none"> ①9月14日から10月4日まで1世帯あたり1冊を上限に購入いただけます。 ②10月5日から①で売れ残っている分を先着順で上限2冊まで購入いただけます。 ※①②で1世帯あたり上限3冊まで購入可能です。 ・販売数：15,000冊（商品券195,000,000円分） ・使用可能店舗：市内の登録店舗 <p>※その他詳細は今後調整し、随時発表します。</p>	
手続き	<p>商品券発行に関連する事務については、市商工会で行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱店募集期間：7月3日から8月17日を締切として募集。以降も随時登録店として受付できますが、制度紹介の新聞折込に掲載されません。 ・購入引換券配布：8月下旬 ・商品券販売期間：9月14日から商品券完売まで ・商品券使用期間：9月18日から令和3年1月31日まで 	
お問い合わせ	穴栗市商工会 0790-62-2365	市役所担当課 産業部 ひと・はたらく課 0790-63-3166

中小企業等支援

支援策の名称	地域応援グルメ券発行事業【商工会独自】	
支援の概要	新型コロナウイルス感染症の拡大、外出抑制により特に消費の落ち込みの大きい飲食業、宿泊業について、期間限定のプレミアム付商品券の発行に加え、地域応援グルメ券の発行し、消費喚起と地域商業の活性化を図ります。	
対象者となる方	宍粟市民	
支援の内容	<p>市内飲食店、宿泊施設で利用できる地域応援グルメ券を販売します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • プレミアム率：40% <ul style="list-style-type: none"> ※1冊7枚綴り（7,000円分）を5,000円で購入いただけます。 ※飲食店、宿泊施設共通券となります。 • 額面：1,000円 • 使用期間：令和2年9月18日から令和3年1月31日まで • 購入方法：購入の際には各世帯に8月下旬に郵送される購入引換券が必要です。再発行はできませんので大切に保管ください。 <ol style="list-style-type: none"> ①9月14日から10月4日まで1世帯あたり1冊を上限に購入いただけます。 ②10月5日から①で売れ残っている分を先着順で上限2冊まで購入いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ※①②で1世帯あたり上限3冊まで購入可能です。 • 販売数：15,000冊（商品券105,000,000円分） • 使用可能店舗：市内の登録店舗 <p>※その他詳細は今後調整し、随時発表します。</p>	
手続き	<p>商品券発行に関連する事務については、市商工会で行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 取扱店募集期間：7月3日から8月17日を締切として募集。以降も随時登録店として受付できますが、制度紹介の新聞折込に掲載されません。 • 購入引換券配布：8月下旬 • 商品券販売期間：9月14日から商品券完売まで • 商品券使用期間：9月18日から令和3年1月31日まで 	
お問い合わせ	宍粟市商工会 0790-62-2365	市役所担当課 産業部 ひと・はたらく課 0790-63-3166

中小企業等支援

支援策の名称	家賃支援給付金	
支援の概要	<p>国が新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業の継続をささえるため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として給付金を支給します。</p>	
対象となる方	<p>次のすべてを満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 ・5月～12月の売上高について、1カ月で前年同月比マイナス50%以上または、連続する3か月の合計で前年同期比マイナス30%以上 ・自らの事業のために占有する土地、建物の賃料を支払っている <p>※詳細は経済産業省のHPをご覧ください。</p>	
支援の内容	<p>【給付額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人600万円、個人事業者300万円を上限として支給 <p>※詳細は経済産業省のHPをご覧ください。</p>	
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時期（予定）：令和2年7月14日～令和3年1月15日 ・申請方法：Web上での申請手続きのみ。申請サポート会場を順次設置予定。 <p>※詳細は経済産業省のHPをご覧ください。</p>	
お問い合わせ	<p>家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 (平日・土日祝日8:30～19:00)</p>	<p>市役所担当課 産業部 ひと・はたらく課 0790-63-3166</p>

中小企業等支援

支援策の名称	感染防止対策設備整備補助事業(宿泊事業者)【市独自】
支援の概要	<p>接触感染や飛沫感染の拡大防止に係る経費に対し補助することで、観光客の安全性を確保するとともに、PRすることで市内観光産業の活性化を図ります。</p>
対象者となる方	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する市内宿泊事業者</p> <p>(1) しそく森林王国観光協会の実施する「観光宿泊促進助成事業」に参加する事業者</p> <p>(2) ひょうご観光本部が実施する「宿泊施設における感染防止対策のための設備整備事業」(以下「ひょうご観光本部事業」という。)による補助金の交付決定を受けた事業者</p>
支援の内容	<p>1. 対象経費</p> <p>ひょうご観光本部事業の対象となる経費で、令和2年4月7日から9月30日までに整備または購入し、かつ支払いが完了した経費。ただし、対象経費に係る消費税及び地方消費税は除きます。</p> <p>(1) 施設内の共用スペースにおいて感染症拡大防止のために整備する設備の導入に係る経費</p> <p>【例】</p> <p>サーモカメラ、換気扇、空気清浄機、サーキュレーター 飛沫感染防止アクリル板、透明ビニールカーテン、 パーテーション、非接触体温計 自動消毒液噴霧器(ノータッチ式ディスペンサー) キャッシュレス機器、オンライン決済システム 機能水生成器、殺菌・消毒用機器、立ち位置表示用のプレート 料理提供方法変更のために必要となる食器類 繰り返し使うことができる個人防護具 (布マスク、フェイスシールド等) ※使い捨ては対象外</p> <p>(2) (1) を整備するための工事費、送料</p> <p>(3) リース等により導入した場合の初期導入費</p> <p>(4) 施設内の共用スペースにおける感染症拡大防止のための改装に係る経費</p> <p>(5) 補助対象経費の振込手数料</p> <p>2. 補助金額</p> <p>上限30万円(補助率10/10以内) ※1,000円未満切り捨て</p> <p>3. その他</p> <p>ひょうご観光本部事業に申請した経費で同一事業の場合でも、補助上限を超えた額についても、本事業の対象経費とすることができます。</p>
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 まち・にぎわい課 0790-63-3127

中小企業等支援

支援策の名称	感染防止対策設備整備補助事業(飲食事業者)【市独自】
支援の概要	接触感染や飛沫感染の拡大防止に係る経費に対し補助することで、観光客の安全性を確保するとともに、PRすることで市内観光産業の活性化を図ります。
対象者となる方	市内飲食事業者 ※ここでいう飲食業とは座席があり店内飲食ができる店舗であり、総菜販売、仕出し専門店、持ち帰り弁当店などは対象外とします。
支援の内容	<p>1. 対象経費 感染拡大を予防するために要する経費で、令和2年4月7日から9月30日までに整備または購入し、かつ支払いが完了した経費。ただし、対象経費に係る消費税及び地方消費税は除きます。</p> <p>(1) 施設内の共用スペースにおいて感染症拡大防止のために整備する設備の導入に係る経費 【例】 サーモカメラ、換気扇、空気清浄機、サーキュレーター 飛沫感染防止アクリル板、透明ビニールカーテン、パーテーション、非接触体温計 自動消毒液噴霧器（ノータッチ式ディスペンサー） キャッシュレス機器、オンライン決済システム 機能水生成器、殺菌・消毒用機器、立ち位置表示用のプレート 料理提供方法変更のために必要となる食器類 繰り返し使うことができる個人防護具 （布マスク、フェイスシールド等）※使い捨ては対象外</p> <p>(2) (1)を整備するための工事費、送料 (3) リース等により導入した場合の初期導入費 (4) 施設内の共用スペースにおける感染症拡大防止のための改装に係る経費 (5) 補助対象経費の振込手数料</p> <p>2. 補助金額 上限10万円（補助率10/10以内） ※1,000円未満切り捨て</p> <p>3. その他 従業員のマスクなどの消耗品も対象となる事業が県制度（兵庫県中小企業事業再開支援事業補助金）にありますので、併せてご確認ください。 県の制度の対象となる事業者は、優先的に県制度をご利用いただきます。 ただし、同一経費の重複申請はできませんので、ご注意ください。</p>
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 まち・にぎわい課 0790-63-3127

中小企業等支援

支援策の名称	介護施設等における消毒液購入等経費支援事業
支援の概要	感染が疑われる方が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄を介護施設等が実施した経費を助成します。
対象者となる方	<p>市内に所在する以下の施設等（いずれも定員規模は問わない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院、介護療養型医療施設 エ 養護老人ホーム オ 軽費老人ホーム カ 認知症高齢者グループホーム キ 小規模多機能型居宅介護事業所 ク 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ケ 老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム コ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅 サ 訪問介護事業所 シ 訪問入浴介護事業所 ス 訪問看護事業所 セ 訪問リハビリテーション事業所 ソ 夜間対応型訪問介護事業所 タ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 チ 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所 ツ 通所リハビリテーション事業所 テ 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ト 居宅介護支援事業所 ナ 地域包括支援センター ニ 福祉用具貸与・販売事業所 ヌ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所 ネ 生活支援ハウス ノ 居宅療養管理指導事業所
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象経費 介護施設等を消毒・洗浄するために必要な費用（需用費（消耗品費）、役務費（手数料）または委託料）で支払いが完了したものの。 ※兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に定める経費に限ります。 2. 補助金額 対象経費のうち補助率10/10以内 ※1,000円未満切り捨て 3. 補助事業対象期間 令和3年3月31日まで (兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に準じる)
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	健康福祉部 高年福祉課 0790-63-3160

その他

支援策の名称	窓口業務の郵送対応等【市独自】										
支援の概要	<p>多くの来庁者による密接環境対策として、窓口への来庁を控えていただくために、郵送対応等ができる手続きをお知らせします。</p>										
支援の内容	<p>1 郵送対応可能とするもの</p> <p>①住民票・転出届出マイナンバーカード等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍附票等証明書発行 ・転出届出（転出に伴う各種手続きが必要な場合があります。） ・マイナンバーカードの交付申請 <p>※証明書交付申請用紙及び転出届出用紙は市ホームページよりダウンロードすることができます。</p> <p>②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳（新規のみ）交付者 ・自立支援医療受給者証交付者 ・障害児通所給付費申請者 ・障害者支援施設等通所費補助金交付申請者 ・心身障害児療育訓練等通所費補助金交付申請者 <p>2 コンビニでの証明書交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し、印鑑登録証明書、市県民税の所得（課税）証明書 ・戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍附票（宍粟市に本籍がある方） <p>※利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードが必要です。 ※住民票の除票や戸籍の除籍謄本などは取得できません。</p> <p>3 インターネット申請等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの交付申請 ・マイナンバーカードの更新 <p>4 土日特別開庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの交付申請 ・マイナンバーカードの受け取り（時間予約制） ・マイナンバーカードの更新 ・マイナンバーカードの電子証明書の更新 <p>5 期限延長、猶予等</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための特別対応です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入の日から2週間以内に転入届が必要ですが、2週間を超えても転入届出が可能となっています。 ・マイナンバーカードや電子証明書の更新期日を過ぎても無料で手続きができます。 										
手続き	<p>各手続きにかかる必要書類等詳細については、市ホームページでご確認いただくか、担当までお問合せください。</p> <p>上記以外の手続きについても郵送等による対応を希望される場合は、担当までご相談ください。</p>										
お問い合わせ	<p>1 ①、2～5</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">市民生活部 市民課</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">0790-63-3100</td> </tr> <tr> <td>一宮市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-72-1000</td> </tr> <tr> <td>波賀市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-75-2220</td> </tr> <tr> <td>千種市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-76-2210</td> </tr> </table> <p>1 ②</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">健康福祉部 障害福祉課</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">0790-63-3101</td> </tr> </table>	市民生活部 市民課	0790-63-3100	一宮市民局 まちづくり推進課	0790-72-1000	波賀市民局 まちづくり推進課	0790-75-2220	千種市民局 まちづくり推進課	0790-76-2210	健康福祉部 障害福祉課	0790-63-3101
市民生活部 市民課	0790-63-3100										
一宮市民局 まちづくり推進課	0790-72-1000										
波賀市民局 まちづくり推進課	0790-75-2220										
千種市民局 まちづくり推進課	0790-76-2210										
健康福祉部 障害福祉課	0790-63-3101										

その他

支援策の名称	自主防災組織活動支援【市独自】
支援の概要	新型コロナウイルス感染症流行下の一時避難所における感染拡大防止を目的とした資機材の配布や貸出を行います。
対象となる団体	市内自主防災組織
支援の内容	<p>新型コロナウイルス感染症対策資機材を配布または貸し出します。</p> <p>①配布資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非接触型体温計1台 ・マスク100枚 ・手指消毒液（一時避難所を開設し必要な場合に配布） <p>②貸出資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダンボールベッド（一時避難所を開設し必要な場合に貸出） <p>※ダンボールベッドは使用後要返却</p>
手続き	非接触型体温計とマスクの配布に手続きは必要ありません。準備でき次第お渡しします。手指消毒液とダンボールベッドは一時避難所を開設し必要な場合、災害対策本部または市民局まちづくり推進課までご連絡ください。なお、この支援は令和2年度に限ります。
お問い合わせ	<p>まちづくり推進部 消防防災課 0790-63-3119</p> <p>一宮市民局 まちづくり推進課 0790-72-1000</p> <p>波賀市民局 まちづくり推進課 0790-75-2220</p> <p>千種市民局 まちづくり推進課 0790-76-2210</p>

支援策の名称	自主防災組織育成支援【市独自】
支援の概要	一時避難所における感染拡大防止を目的とした感染症対策資機材の購入費用の一部を助成します。
対象となる団体	市内自主防災組織
支援の内容	<p>【助成対象経費、助成額】</p> <p>一時避難所での活動を想定した、間仕切りやダンボールベッドなどの感染症対策用資機材購入に係る経費の2分の1（上限50万円）</p> <p>※ 自主防災組織育成支援事業補助金の上限額30万円を令和2年度に限り、感染症対策資機材購入費用に応じて50万円まで引き上げる内容の支援となっています。</p>
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	<p>まちづくり推進部 消防防災課 0790-63-3119</p> <p>一宮市民局 まちづくり推進課 0790-72-1000</p> <p>波賀市民局 まちづくり推進課 0790-75-2220</p> <p>千種市民局 まちづくり推進課 0790-76-2210</p>

その他

支援策の名称	芸術文化公演再開緊急支援【県・市独自】
支援の概要	<p>新型コロナウイルス感染症対策方針により、芸術文化公演等の開催にあたっては、収容人数の制限により、舞台芸術活動の再開や活動の場である劇場等の運営に影響が及ぶことが懸念されることから、適切な感染症防止対策を講じながら舞台芸術活動を再開する取組を支援するため、施設の使用料の助成を行う「芸術文化公演再開緊急支援事業」を実施し、芸術文化活動の早期復興と飛躍に繋がります。</p>
対象者となる方	山崎文化会館ホールで芸術文化公演等を実施する団体
支援の内容	<p>ホール使用料の1/2を助成します。 ※冷暖房使用にかかる使用料は除きます。</p> <p>対象期間：令和2年7月1日～令和2年12月31日</p>
手続き	施設利用者は、別途施設使用料助成申請書及び報告書を社会教育文化財課へ提出ください。
お問い合わせ	教育部 社会教育文化財課 0790-63-3117

支援策の名称	支えあいの輪寄付金の募集【市独自】
寄付金の概要	<p>みなさまからご協力いただいた寄付金を原資に、新型コロナウイルス感染症による影響を克服するための市民生活への経済的支援や中小事業者への事業活動支援、地域活力の回復支援に活用します。</p>
手続き	まずはお電話でご相談ください。
お問い合わせ	企画総務部 地域創生課 0790-63-3066